

中島多目的集会センター解体撤去工事設計業務委託 特記仕様書

本業務委託は、『公共建築設計業務委託共通仕様書（令和6年改訂）』（以下「共通仕様書」という。）のほか、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）及び本特記仕様書に従い実施するものとする。

1 業務目的

本委託業務は、中島区における集会施設の新築に伴い、中島多目的集会センターの解体撤去及び敷地の整地に必要な設計図書及び解体工事費積算業務を行うことを目的とする。

2 設計業務に従事する者の資格

受注者は、建築士法に基づく1級建築士の資格を有する者を管理技術者と定め、設計業務に従事させること。

3 業務名称

委託番号：令8地第18号

委託名：中島多目的集会センター解体撤去工事設計業務委託

4 施設概要

- (1) 施設所在地 魚沼市中島 853 番地 2
- (2) 建築年 昭和 62 年
- (3) 構造 鉄骨造 2 階建て 延床面積 377.84 m²
- (4) 本業務委託の発注に際し、アスベスト使用建材等の調査は別途実施する。
- (5) 解体撤去に係る外構等の処理を含むこと。

5 業務にあたっての留意事項

一括再委託等の禁止（魚沼市委託契約条項（令和4年8月29日告示第159号）第3条）

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

6 法令の遵守

本設計の実施にあつては、建築基準法、消防法、その他関係法令規則等を確実に遵守すること。

7 官公庁等手続

官公庁等への手続は、全て受注者の責任と負担において行うこととし、設計に計上すること。

8 協議・調整

本委託業務を遂行するにあたり、関係機関との協議調整を行い、その結果を設計に反映させること。

9 業務の実施

- (1) 業務の着手に際しては、事前に業務計画書を提出し、監督員の承認を受けること。
- (2) 業務の遂行上必要な資料で、市が所有する資料は原則貸し出しとし、業務完了と同時に返却すること。
- (3) 各成果図書及び書類については、事前に監督員の確認を受けること。
- (4) 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずにほかに公表、貸与又は使用させてはならない。
- (5) 発注者が別途実施するアスベスト調査の結果を踏まえ、アスベスト含有建材等の使用がある箇所については、必要な処理費用を計上すること。
- (6) 工事实施に向けての工事工程の検討を行うこと。

10 地元関係者との交渉等

受注者は、地元関係者への説明、交渉等は、監督員等が行うものとするが、監督員等から指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

11 土地の立入り等

受注者は、屋外で行う業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。また、第三者の土地への立入りにあたっては、身分証明書を常に携帯しなければならない。

12 安全等の確保

受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。

13 設計図書の作成

- (1) 実施設計書類 1部（A4版及びエクセルデータで提出）
 - ①工事費内訳書 ②見積書 ③数量計算書
- (2) 実施設計図書 1部（A3版及びPDF、JWWデータで提出）
 - ①特記仕様書 ②配置図 ③平面図 ④その他必要な図面

14 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従うこと。